

【用途変更（軽微な変更） 添付書類】

- (1) 当該届出地の全部事項証明書（土地）
【法務局】
- (2) 当該届出地の地番、隣接地番及び地目等を表示する図面（字絵図の写し）
【法務局、市税務課、各振興事務所】
- (3) 当該届出地の位置及び付近の状況を表示する図面（付近の見取り図）
住宅地図の使用可
- (4) 現況写真（3方向からそれぞれ撮影したもの） 3種類各1枚
【参考様式第3号】
- (5) 隣接地承諾書（第三者が所有する農地と接する場合）
【参考様式第2号】
- (6) 施設的设计図書（平面図、配置図等）
- (7) 当該届出地が、土地改良事業の施工地域内である場合は、当該土地改良区の同意があったことを証する書面
- (8) 所有権以外の権限に基づいた届出をする場合は、所有者の同意があったことを証する書面
- (9) その他市長が特に指示したときは、これに関する書面

☆ 注 意

- ・この届出は、1ヘクタールを超えない用途区分の変更の場合には農業振興地域整備計画に係る軽微な変更の対象となります。
〔農振法第13条第4項、政令第10条第1項第4号〕
- ・この届出は、土地所有者が本人の土地に用途区分に該当する行為を行う場合に限り、農地法の許可除外（200㎡未満）の対象となります。
〔農地法第4条、法施行規則第29条第1号〕
- ・当該届出地の地積の合算が、200㎡以上の場合、又は土地所有者以外の方が用途を変更する場合は、農地法による農地転用の許可申請が必要となります。